

平成24年5月15日
第2385号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 秋田県総合生活文化会館の利用料金の承認（262・文化振興課）……………1
- 証紙売りさばき人の指定（263・会計課）……………4
- 証紙売りさばきの廃止の届出（264・会計課）……………4

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）2件……………4

教育委員会公告

- 社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）……………4

人事委員会公告

- 平成24年度秋田県職員採用試験公告 3件……………5
- 平成24年度警察官採用試験公告 2件……………10

告 示

秋田県告示第262号

秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第10号）第12条第2項の規定により、次のとおり秋田県総合生活文化会館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県総合生活文化会館の使用に係る利用料金は、平成25年4月1日から適用する。

平成24年5月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 施設利用料

(1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			利用料金の額				
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	23,100円	32,400円	55,500円	9,300円	
		土曜日・日曜日・休日	31,100円	43,600円	74,700円	12,500円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	38,800円	54,900円	93,700円	16,000円	
		土曜日・日曜日・休日	54,700円	77,400円	132,100円	22,700円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	4,400円	6,200円	10,600円	1,700円
		土曜日・日曜日・休日	5,200円	7,100円	12,300円	2,000円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	8,100円	11,400円	19,500円	3,200円	
		土曜日・日曜日・休日	9,600円	13,600円	23,200円	3,800円	
	練習に使用する場合		1時間につき				560円
	第二練習室		1時間につき				400円
第三練習室		1時間につき				280円	
音楽研修室		1時間につき				1,000円	

備考

- 1 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時

間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。

- 2 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 4 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の利用料金を徴収する。
- 5 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 6 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、利用料金は、徴収しない。

(2) 美術展示ホール

区分		使用の単位	利用の額	使用の単位	利用の額
第一展示室	全室	1日につき	18,000円	1時間につき	1,800円
	A		13,600円		1,400円
	B		5,600円		600円
第二展示室			12,300円		1,200円
第一展示室及び第二展示室			28,100円		2,800円
第三展示室	全区画		12,300円		1,200円
	4分の3区画		9,100円		900円
	4分の2区画		6,200円		600円
	4分の1区画		3,300円		300円

備考

- 1 この表において「1時間につき」とは、秋田県総合生活文化会館条例施行規則に定める使用時間を超過する時間に係るものとし、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 研修室

区分	利用料金の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	17,400円	23,100円	40,500円	5,700円
4分の3区画	13,000円	17,400円	30,400円	4,300円
4分の2区画	8,800円	11,600円	20,400円	2,900円
4分の1区画	4,400円	5,800円	10,200円	1,500円

備考

- 1 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(4) 多目的ホール

区分		利用料金の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全ホール	平日	17,600円	23,200円	40,800円	5,800円
	土曜日・日曜日・休日	20,400円	27,200円	47,600円	6,800円

ホールA	平日	8,800円	11,600円	20,400円	2,900円
	土曜日・日曜日・休日	10,200円	13,600円	23,800円	3,400円
ホールB	平日	4,400円	5,800円	10,200円	1,500円
	土曜日・日曜日・休日	5,100円	6,800円	11,900円	1,700円
ホールC	平日	4,400円	5,800円	10,200円	1,500円
	土曜日・日曜日・休日	5,100円	6,800円	11,900円	1,700円

備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(5) イベント広場

区分		利用料金の額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から午 後5時まで	午後5時後の時 間1時間につき
全区画	平日	13,600円	18,200円	31,800円	4,600円
	土曜日・日曜日・休日	16,400円	21,800円	38,200円	5,500円
2分の1区画	平日	6,800円	9,100円	15,900円	2,300円
	土曜日・日曜日・休日	8,200円	10,900円	19,100円	2,800円

備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

2 設備利用料

(1) 音楽ホール及び練習室

区分		使用の単位	利用料金の額	
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	22,400円	
		グランドピアノ（フルコンサート用・外国製）	11,200円	
		グランドピアノ（フルコンサート用・日本製）	5,600円	
	音響設備	1式1回につき	2,300円	
	照明設備	1式1回につき	4,500円	
	映写設備	16ミリ用映写機	1式1回につき	3,400円
		スライド用映写機		1,100円
	舞台設備	所作台	1式1回につき	5,100円
		平台	1式1回につき	2,300円
		松羽目	1式1回につき	1,100円
竹羽目		1式1回につき	1,600円	
金びょうぶ		1双1回につき	1,100円	
	一文字幕	1枚1回につき	1,100円	
第一練習室	音響設備	1式1回につき	1,100円	
	照明設備	サスペンションライト	1式1回につき	1,100円
	舞台設備	可動ステージ	1式1回につき	2,300円
第三練習室	楽器	ポジティブオルガン	1台1回につき	790円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	1台1回につき	5,600円

(2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	利用料金の額
拡声装置	1式1回につき	1,100円
スライド用映写機		560円
オーバーヘッドプロジェクター		560円
ビデオテープレコーダー		560円
のぞきケース		560円
四面ガラスケース		560円

秋田県告示第263号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年5月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大仙市大曲栄町11番3号 鈴木商事株式会社	大仙市大曲栄町11番3号 鈴木商事株式会社 本社	平成24年5月7日

秋田県告示第264号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年5月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
大仙市大曲栄町11番3号 鈴木 俊秋

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市十二所土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月7日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜村大沢土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 公 告

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和35年秋田県教育委員会規則第7号）第3条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月15日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

- 1 現住所 秋田県秋田市御所野元町四丁目5-33 エルマーレ御所野202号室
- 2 氏名 浅野 学
- 3 生年月日 昭和46年11月4日
- 4 認定年月日 平成24年5月8日

人事委員会公告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成24年5月15日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
行政A	29	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
行政B	4	
行政C（職務経験者）	2	
化学	1	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
農芸化学	1	
農学（一般）	5	
水産	2	
畜産	1	
林学	3	
電気	3	
総合土木	8	
建築	1	
警察事務	1	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
建築（警察）	1	警察本部の課に勤務して専門的技術業務に従事する。

3 給与

初任給は、平成24年4月1日現在、原則として行政職給料表1級25号給（月額172,200円）が支給される。なお、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- (1) 行政A、行政B、化学、農学（一般）、水産、畜産、林学、電気、総合土木、建築、警察事務、建築（警察）
次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。
ア 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
イ 平成3年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成25年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの
- (2) 行政C（職務経験者）
次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できる。
ア 昭和28年4月2日以降に生まれた者
イ 民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経験年数を除く。）が5年以上ある者（受験申込期日までに5年に達する者を含む。）
- (3) 農芸化学
（1）のア、イのいずれかの要件を満たす者で、次のa、bのいずれかに該当するものが受験できる。

- a 大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みのもの
- b 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みのもの

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成24年6月24日(日)

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Ⅰを行う。ただし、「行政B」及び「行政C(職務経験者)」は専門試験に代えて論文試験Ⅱを行う。

なお、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成24年6月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成24年7月20日(金)及び8月上旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。また、行政B及び行政Cを除く試験区分において、ある一定レベル以上の外国語資格(英語、韓国語、中国語、ロシア語)を有する受験者に対し加点を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成24年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「農芸化学」の最終合格者で、大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業できなかった場合又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成25年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成24年5月15日(火)から同月31日(木)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成24年5月15日(火)の午前8時30分から同月24日(木)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成24年5月31日(木)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成24年5月15日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度
短大卒業程度試験
高校卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定 人員(人)	職 務 内 容
短大 卒業 程度	保 健 師	3	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	総 合 土 木	1	
	司 書	2	
	学 校 栄 養 士	6	
高校 卒業 程度	一 般 事 務	16	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	電 気	3	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	総 合 土 木	3	
	警 察 事 務	1	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

3 給与

初任給（平成24年4月1日現在）は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額	
短大卒業程度	保 健 師	医療職給料表（三）	2級5号給	188,900円
	総合土木、司書	行政職給料表	1級15号給	152,800円
	学 校 栄 養 士	医療職給料表（二）	1級11号給	156,000円
高校卒業程度	全 職 種	行政職給料表	1級5号給	140,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（短大卒業程度試験のうち、「保健師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

ア 保健師

昭和60年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成24年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

イ 総合土木

昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

ウ 司書

昭和53年4月2日以降に生まれた者であって、司書の資格を有するもの又は平成25年3月31日までに同資格を取得する見込みのものが受験できる。

エ 学校栄養士

昭和60年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成25年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(2) 高校卒業程度試験

昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期

大学を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成25年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成24年9月23日(日)

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「保健師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

なお、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成24年9月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成24年10月15日(月)及び10月下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成24年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許、資格を取得する見込みのものが、「保健師」については平成24年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合、「司書」については司書の資格を平成25年3月31日までに取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成25年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成25年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成24年7月20日(金)以降、秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月20日(金)から同年8月15日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成24年7月20日(金)の午前8時30分から同年8月8日(水)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成24年8月15日(水)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成24年5月15日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度
高校卒業程度試験（身体障害者採用）
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
一 般 事 務	7	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給（平成24年4月1日現在）は原則として行政職給料表1級5号給（月額140,100円）が支給される。なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

- (1) 昭和53年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者
- (3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成24年9月16日（日）

イ 場所

ルポールみずほ 秋田市山王4丁目2番12号

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。なお、作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成24年9月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成24年10月17日（水）

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成24年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成25年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成24年7月20日（金）以降、秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリ

オン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月20日(金)から同年8月15日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成24年7月20日(金)の午前8時30分から同年8月8日(水)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成24年8月15日(水)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行くこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成24年5月15日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官AⅠ 女性警察官A	秋田県人事委員会
警察官AⅡ	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官AⅠ	大学卒業程度	30			
警察官AⅡ		45	3	3	3
女性警察官A		8			

※ 警察官AⅡの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成24年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級21号給	197,200円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官AⅠ	秋田県	昭和54年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成24年9月30日までに卒

			業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
警察官 A II	秋田県	昭和54年4月2日以降に生まれた男性	ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 エ 志望する各都県の人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者（詳細は各都県に問い合わせること。）
	千葉県	昭和54年4月2日以降に生まれた男性	
	神奈川県	昭和57年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和57年7月9日から平成3年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官 A	秋田県	昭和54年4月2日以降に生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成24年7月7日（土）	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査
平成24年7月8日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験

なお、警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で秋田県を志望する場合は、論文試験の評価を第2次試験で行う。

イ 合格者の発表

(ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成24年7月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

平成24年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

(ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成24年7月24日（火）及び平成24年8月中旬

(イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

平成24年9月27日（木）

イ 場所 秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成24年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

平成24年11月中旬から下旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官 A I、警察官 A II 及び女性警察官 A 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官 A 採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、警察官 A I で平成24年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官 A II 及び女性警察官 A で平成25年3月31日までに大学等を卒

業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

警察官A I

平成24年10月1日

警察官A II及び女性警察官A

平成25年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成24年5月15日（火）から同月31日（木）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成24年5月15日（火）の午前8時30分から同月24日（木）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成24年5月31日（木）の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2623・2624）又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成24年5月15日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官B	高校卒業程度	36	2	2	2
女性警察官B		4			

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給（平成24年4月1日現在の秋田県の例）

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級1号給	158,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項

を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警 察 官 B	秋田県	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性
	千葉県 神奈川県	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性
	警視庁	昭和57年9月18日から平成7年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成25年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成24年9月16日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	高校卒業程度の教養試験及び 作文試験
平成24年9月17日（月）	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査

なお、警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官Bの作文試験の評価は第2次試験で行う。

イ 合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成24年9月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成24年11月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成24年10月16日（火）及び11月上旬

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成24年11月中旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査を行う。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成24年11月中旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成25年1月下旬から2月上旬に、志望先の都県から受験者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登録され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総

監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成25年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成24年7月20日（金）以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月20日（金）から同年8月15日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成24年7月20日（金）の午前8時30分から同年8月8日（水）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成24年8月15日（水）の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2623、2624）又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

正 誤

ページ

行

誤

正

平成24年3月30日（号外第3号）公布の秋田県規則第14号（秋田県行政組織規則の一部を改正する規則）（原稿誤り）

14

終わりか
ら18

県林水産技術センター

県林水産技術センター

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）